

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

平戸市長 黒田 成彦

市町村名 (市町村コード)	平戸市 (42207)	
地域名 (地域内農業集落名)	平戸南部 ^⑬ (野子・宮の浦・高島)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年5月28日(第1回)	
	令和6年11月25日(第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域は、兼業農家(半農半漁)が多く、農地は比較的まとまっており、中山間地域等直接支払交付金事業の取り組み組織(2協定)により、水稻を中心に農地の耕作・維持管理が行われている。先祖から受け継いだ農地を何とか守っていききたい気持ちはあるが、耕作者の高齢化や担い手不足などにより、中山間地域等直接支払交付金事業の協定農用地においても、維持管理が精一杯の農地が増えてきており、次期対策までは何とか継続できると思うが、その後続けていくかは未定となっている。大きな溜池が1ヵ所あり、そこから水を引いており、よほど日照りが続かない限りは水不足になることはないが、施設の老朽化(池の漏水、配管の腐食等)により、改修に費用がかかっている。

また、米の価格不安定、資材高騰などにより農業所得が低く、有害鳥獣による被害も深刻化し、耕作意欲低下の要因となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

可能な限り中山間地域等直接支払交付金事業の取り組みを継続し、水稻の作付けを続けながら、集落協定の広域化を図ることで、農道、水路の維持管理などの作業を共同で行うことを検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	9.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	7.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
保全・管理等が行われる区域については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
目標地図へ位置づける者への農地の集積を図っていくことを検討する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の所有者や耕作者の意向を踏まえ、農地中間管理機構を活用して農地の集積を進めていくことを検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の維持・耕作条件不利改善のためには必要であると考え、工事完了後の耕作者や担い手の確保、費用面での負担が大きことなどから、現時点での取り組みは難しい。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
可能な限り現在に担い手による耕作を継続しながら、新たな担い手の確保を検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できるドローン等による防除作業など、委託による実施を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシなどの鳥獣被害を防止するため、防護柵の設置・維持管理を行う。
 ③ドローン等を活用した防除作業など、農作業の省力化を行う。
 ⑩地域内の農業を担う者等変更が生じた場合、該当地域の農業委員、農地利用最適化推進委員、地域の代表者などでの確認、協議を行い変更する。